入札説明書

大雪消防組合の水槽付消防ポンプ自動車の売り払いに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．売り払い対象車輌

(1)車体の形状　消防車
(2)附 属 装 置　電動ウインチ、吸管
(3)自動車の種別　普通
(4)初年度登録年　平成６年
(5)車名、型式　いすゞ、Ｕ－ＦＳＳ１２ＦＢ改
(6)乗 車 定 員　７名
(7)車検満了日　令和８年 12 月８日
(8)そ　の　他　・スタッドレスタイヤを装着しております。夏タイヤはありません。
・積載水を利用した放水は可能ですが、真空ポンプ系統に不具合が生じているため、水槽等から水を吸い上げることができません。
・車両装備品（赤色灯、サイレン、スピーカー、標識灯、消防章、無線機等）は取り外しており、ビス穴や配線穴が開いていたり、配線が残っていたりします。
・車両に表示されていた名称を消去した跡が残っています。
・緊急自動車届出に係る返納手続きは、大雪消防組合比布消防署で対応します。

２．入札参加資格

(1)比布町内に居住している者もしくは比布町内に営業所を有する者であること。
(2)町税等の滞納がないこと。
(3)地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

３．売り払いの条件

(1)購入後は善良な管理のもと使用すること。
(2)納入通知書により指定した期日までに代金を納入できる者であること。
(3)車両は現状渡しとし、車両装備品(赤色灯、サイレン、スピーカー、標識灯、消防章、無線機等)は取り外してあります。引き渡しに伴う一切の費用は、購入者の負担とする。
(4)引き渡し後の車両の責任は全て購入者とする。
(5)契約締結後、速やかに購入者負担により車検証の名義変更を行うこと。
(6)車両の引き渡し後に解体処分をする場合は、永久抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書(任意様式)に解体状況が確認できる写真を添付し、車両引き渡し 60 日以内に大雪消防組合比布消防署に提出してください。

4．最低売り払い価格

金　220,000 円（消費税等込み）

5．入札及び開札の日時及び場所

(1)入札の方法　一般競争入札

(2)日　　時　令和 8 年 11 月 25 日（水曜日）　午前 11 時 00 分から

(3)場　　所　議員控室

6．参加受付方法

「一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入のうえ、令和 8 年 11 月 9 日（月曜日）午前 9 時～13 日（金曜日）午後 5 時までに提出してください。

※申請書は大雪消防組合比布消防署に備え付けてあります。

7．売り払い車両の展示

(1)日　時　令和 8 年 11 月 9 日（月曜日）午前 9 時～11 月 13 日（金曜日）午後 5 時まで

(2)場　所　大雪消防組合比布消防署

8．引き渡し方法

購入代金の納入及び車検証の名義変更が確認できた段階で引き渡しとなります。なお、引き渡し期限までに購入代金の納入又は車検証の名義変更が確認できなかった場合は、契約解除となります。

(1)引き渡し期限　令和 8 年 12 月 16 日

(2)引き渡し場所　大雪消防組合比布消防署

9．入札方法等

(1)入札書は、郵送及び電送による入札は認めない。

(2)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

(3)入札書に記載する入札金額は、消費税等を含む金額とする。

(4)入札執行回数は 1 回とする。

10．入札保証金及び契約保証金

免除する。

11．入札の無効

競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札、並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

12. 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低売り払い価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が複数出た場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

13. 担当

大雪消防組合比布消防署　電話０１６６－８５－２２２４

参考資料

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。